

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就労を ご支援ください

母子家庭の母等や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

国と地方公共団体では、平成25年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することになりました。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就労をご支援いただきますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご活用ください。

ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター一覧

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000097529.pdf>

支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献することができます。
- ひとり親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金 （平成29年4月1日現在）

●特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

・短時間労働者以外 中小企業…60万円 中小企業以外…50万円
・短時間労働者 中小企業…40万円 中小企業以外…30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

●トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

●キャリアアップ助成金の加算

正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

☆トライアル雇用終了後に「特定求職者雇用開発助成金」の一部を受給することが可能です。

これらの助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。
詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

全国ハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局一覧

<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html>